

土壤汚染に係る自主調査結果の報告

本日、岡崎市橋目町地内の三菱自動車工業株式会社名古屋製作所から同社敷地内の土壤汚染に係る自主調査結果の報告がありました。

この調査は、事業所内での非常用発電設備設置工事に当たり、設置予定地の土壤汚染調査を自主的に実施したものです。

その概要は下記のとおりです。

記

1 事業所名称及び調査対象地

三菱自動車工業株式会社名古屋製作所
岡崎市橋目町字勘介山1番地の一部

2 報告内容

(1) 報告年月日

平成25年9月6日 金曜日

(2) 調査の実施期間

平成25年6月25日～平成25年9月5日

(3) 調査対象地

非常用発電設備設置予定地の900m²

(4) 調査項目

県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年愛知県規則第87号。以下「県規則」という。）第36条に規定される特定有害物質のうち、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにテトラクロロエチレン（分解生成物3物質含む。）

(5) 土壤汚染の調査結果

鉛及びその化合物について次のとおり基準超過の報告がありました。
なお、ふっ素及びその化合物並びにテトラクロロエチレン（分解生成物3物質含む）については、基準超過はありませんでした。

土壤溶出量基準

一部の調査地点において、県規則第37条第1項に規定する土壤溶出量

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量基 準	超過地点数 ／調査地点数
鉛及びその化合物	0.036 mg/L (3.6倍) 注	0.01mg/L 以下	2 / 9

注：（ ）内は、土壌溶出量基準に対する倍率

3 地下水の調査結果

事業所敷地境界に設けた観測井において、鉛及びその化合物による地下水汚染は確認されていないことが報告されています。

4 応急措置の状況

汚染が判明した場所は遮水シートで覆い雨水を遮断しています。

5 今後の措置について

汚染が判明した場所はアスファルト舗装で覆って雨水を遮断し、新たに観測井を設けて定期的に地下水の水質を測定する予定です。

6 市の対応

周辺地下水の汚染状況の調査を行うとともに飲用井戸の有無の確認をし、井戸の所有者に対して飲用指導を行っていきます。

今後の措置については、県条例に基づき土壌汚染に対する適切な措置を実施するように指導していきます。

7 事業所連絡先

三菱自動車工業株式会社

人事労政部（岡崎総務）：0564-31-3100

広報部：03-6852-4274